



非武装・不戦の憲法を変えさせない

第6期市民意見広告運動

「意見広告2007年5月3日」に参加してください

憲法9条の実現とイラク・インド洋からの自衛隊の即時撤退を求めます

事務局 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29-12-305
TEL-FAX 03-3423-0266/03-3423-0185
info@ikenkoukoku.jp
http://www.ikenkoukoku.jp/

憲法9条を改悪する「新憲法」制定が目前に迫っています

自民党の新憲法草案は、非武装・不戦の9条を改悪した上、憲法の基本原理も変更する、革命にも等しい内容です。

- ◎その前文で愛国心による国防の責務が強要され、12条(国民の責務)によって、国による自由と権利の剥奪・抑圧が公然と許されることとなります。
- ◎自民党案は9条を変え、日本をアメリカと共同して世界中で戦争の出来る国にします。新設の76条には軍事裁判所の設置を規定し、軍国主義時代の軍法会議・憲兵隊が復活します。
- ◎改憲発議のハードルを「議員の過半数の賛成」と大きく下げ、与党単独で政府に都合の良い改憲が容易に出来るようになります。

自衛隊はインド洋・イラクでアメリカと共に戦争をしています

自衛隊がアメリカの戦争に加担することは重大な憲法違反です。

- ◎イラクでは陸上自衛隊の撤退後も、航空自衛隊がクウェート・バグダッド間の空輸任務で米軍支援を拡大、イラク戦争への加担の度合いを深めています。
- ◎インド洋では海上自衛隊が、アフガニスタンの反政府勢力と戦闘する米軍の支援を続けています。

教育基本法(改悪)は、国に都合のよい国民を育てるための法案です

安倍首相は、教育基本法の改悪を内閣の最優先課題にしています。

- ◎教育基本法は、戦前、戦中の国による軍国主義教育への反省からつくられました。にもかかわらず、改悪案が成立すると、教育現場への国の介入と支配が強化されます。
- ◎愛国心、国への奉仕などを、内心まで立ち入って教育が強制するのは、思想及び良心の自由を保障する、憲法19条の明らかな違反にあたります。

北朝鮮の核実験に強く抗議し核武装化に反対します

2006年10月北朝鮮は、世界中の憂慮を無視して地下核実験を強行しました。

- ◎これは許すことの出来ない暴挙です。核実験の目的が何であるにしても、その結果は東北アジアの軍事的緊張を高め、日本を含む周辺諸国の軍拡競争に拍車をかけることになりました。
- ◎武力では何も解決できません。武力で平和は創れないのです。今こそ、非核三原則を国家の方針とする日本が、平和憲法の理想を掲げ、主導権をもって東アジアの非核化をめざし、対話による行動を開始する時です。

国民投票法案は、改憲と「新憲法」制定に都合のよい法案です

安倍首相は、新憲法制定を容易にする「憲法改正手続き法」(国民投票法)を成立させようとしています。

- ◎今、何故「新憲法」の制定が必要なのか、国民の間では十分な議論もなく、その真の問題点も明確になっていません。にもかかわらず、憲法改正手続き法の制定だけが急ぎ強行されようとしています。
- ◎国民投票は、国民の意思を正しく反映させる必要があります。そのためには、憲法を変えることの是非と改憲案の重要な論点にかかわる、十分な情報を、公平な立場から提供する仕組みが欠かせません。しかし自民党や民主党が準備している法案は、いずれもそのようなものではありません。

2007年7月の参議院選挙は、9条実現の意思を示す久々の機会です

- ◎憲法改定の発議をするのは私たちが選ぶ議員です。2007年7月の参議院選挙では9条を守り、その実現をめざす候補者を国会に送りましょう。

いまこそ市民の意見を表明しましょう

◎さまざまな事情でデモや集会などの行動への参加はできないけれど、反戦と改憲阻止の意思を表明したい、そういう人びとが大勢います。この「意見広告運動」は、そのような人たちが持つ深い思いを共同の意思として表明する手段です。表現されない意見は世論となりません。

◎志を同じくする仲間たちと、改憲反対の大きな世論をかたちづくりましょう。戦争と九条改憲に反対する私たちの意見に共鳴される方は、賛同金を送って下さい。2007年5月3日、憲法記念日の新聞紙面に上記趣旨の意見とあなたの名前を広告の形で掲載します。

キリトリ線

00	払込取扱票										
口座番号										金額	
0	0	1	1	0	5	7	2	3	9	2	0
加入者名	市民意見広告運動										
通欄	<input type="checkbox"/> 団体の賛同(1口 4,000円) <input type="checkbox"/> 個人の賛同(1口 なるべく2,000円) 意見広告の紙面への賛同者・賛同団の名前の掲載 (必ず○をつけてください。記入がない場合はのせません。) のせる ・ のせない 意見広告の紙面に掲載する名前(ふりがなをつけてください)										
ご依頼人	おところ(郵便番号)										
	おなまえ										
	(電話番号)										
	受付局日附印										

払込票兼受領証											
口座番号											
0	0	1	1	0	5	7	2	3	9	2	0
加入者名											
市民意見広告運動											
金額											
おなまえ											
ご依頼人											
料(消費税込み)											
受付局日附印											
金 円											
特殊取扱											

◎意見広告の紙面への賛同者・賛同団体の名前の掲載について「のせる」・「のせない」のどちらかに必ず○をつけて下さい。

◎氏名・団体名は楷書で、必ずふりがなをつけてください。

◎住所や電話番号は正確に書いてください。(公表することはありません)

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないで郵便局にお出ください。

キリトリ線

裏面の注意事項をお読みください。これより下部には何も記入しないでください。

各票の※印欄は、「依頼人」において記載してください。